

関西看護医療大学公的研究費の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 公的機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 部局 看護学部、大学院看護学研究科、附属図書館、看護診断研究センター及び事務局をいう。
- (3) 最高管理責任者 本学全体を統括し、公的研究費の管理及び運営について、最終責任を負う者をいう。
- (4) 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理及び運営について、本学全体を統括する実質的な責任及び権限を有する者をいう。
- (5) コンプライアンス推進責任者 部局における公的研究費の管理及び運営について、実質的な責任及び権限を有する者をいう。
- (6) 研究者等 本学の教職員その他本学の公的研究費の管理及び運営に関わる全ての者をいう。
- (7) 研究代表者等 本学の研究者であって、当該研究を実施する研究代表者及び当該研究代表者から公的研究費の配分を受けた研究分担者をいう。

(責任者)

第3条 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、学校法人関西看護医療大学の理事を兼務する事務局長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、部局の長をもって充てる。

(職名の公開)

第4条 理事長は、前条各項の責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公表するものとする。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、本学の不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、及び周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の管理及び運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

2 最高管理責任者は、前項に定めるもののほか、自ら部局等に対し、不正防止に向けた取組を推進するとともに、定期的に啓発活動を行い、研究者等の意識の向上及び浸透を図るものとする。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、本学の不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、

基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定し、及び実施し、並びにコンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 部局における対策を実施し、及び実施状況を確認するとともに、当該実施状況を統括管理責任者に定期的に報告すること。
- (2) 不正防止を図るため、研究者等に対して、自身を取り扱う公的研究費の使用ルール及びそれに伴う責任並びに不正行為の範囲の理解を高めること等を目的とするコンプライアンス教育を実施するとともに、受講状況の管理監督及び理解度の把握を行うこと。
- (3) 部局において、定期的に啓発活動を実施すること。
- (4) 研究者等が適切に公的研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

(コンプライアンス教育)

第8条 研究者等は、前条第2号に規定するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

(行動規範)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を防止するため、公的研究費の使用に関する行動規範を策定し、研究者等に周知するものとする。

(誓約書)

第10条 研究者等は、法令及び行動規範の遵守並びに公的研究費を不正使用しない旨等の誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する誓約書は、原則として、本人が署名しなければならない。
- 3 第1項に規定する誓約書の提出がない場合は、公的研究費を申請することができず、また、その管理及び運営に関わることができない。

(公的研究費の管理及び運用)

第11条 公的研究費の管理及び運用については、別に定める「公的研究費使用マニュアル」に従って、行うものとする。

(不正防止計画の策定及び実施)

第12条 最高管理責任者は、本学における公的研究費の管理及び運営について、不正の発生の防止に努めなければならない。

- 2 統括管理責任者は、本学における公的研究費の管理及び運営について、不正があったときはその要因を把握し、及び分析するとともに、不正防止計画を策定し、及び推進し、コンプライアンス推進責任者に当該不正防止計画を提示しなければならない。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、当該部局において前項の規定に基づき、提示された不正防止計画を実施し、その実施状況を事業年度ごとに統括管理責任者に報告しなければならない。

い。

- 4 統括管理責任者は、不正防止計画の実効性を高めるため、当該不正防止計画を定期的又は適時に見直さなければならない。

(不正防止計画の推進部署)

第13条 本学全体の不正防止対策の取組を確保する観点から、管理課管理係が、公的研究費に関する不正防止計画を推進する。

- 2 管理課管理係は、統括管理責任者とともに、不正防止計画に基づき必要な対策を策定し、及び実施し、その実施状況を確認する。
- 3 管理課管理係は、内部監査室と連携し、不正使用の発生要因を究明するとともに、本学全体の状況を体系的に整理し、及び評価する。

(不正使用に係る調査の体制等)

第14条 公的研究費の不正使用に係る本学の対応については、関西看護医療大学研究活動における不正行為等に係る対応に関する細則（以下「細則」という。）に定める。

(内部監査室)

第15条 本学における公的研究費の管理及び運営の執行を監査する部門として、最高管理責任者の下に、内部監査組織として内部監査室を置く。

- 2 内部監査室は、次に掲げる職務を所掌する。
 - (1) 公的研究費の適正な管理のため、本学全体の観点から、モニタリング及び監査体制を整備すること。
 - (2) 監査を効率的かつ効果的に進めるため、本学の研究環境等を勘案して、適切な監査計画を策定し、及び公的研究費の不正使用の危険性のある項目に対して重点的かつ効果的に監査を行うこと。
 - (3) 適切な監査計画に基づき、定期的に監査を実施すること。
- 3 内部監査室は、必要があると認められる場合は、学校法人関西看護医療大学の監事及び会計監査人に監査の過程で発見した事項を報告し、及び本学として、必要な対応を検討するものとする。
- 4 内部監査室は、内部監査により公的研究費の不正使用又はその兆候があると認められる場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は、細則に基づく報告があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 5 内部監査室が実施した監査における監査結果等は、不正防止に係るコンプライアンス教育において活用するものとする。

(懲罰)

第16条 細則に基づく調査の結果、公的研究費の不正使用の事実が認められた場合は、学校法人関西看護医療大学就業規則及び学校法人関西看護医療大学教職員懲戒規程に基づき、厳正に処分等必要な措置を講ずるものとする。

(取引停止等)

第17条 最高管理責任者は、物品の購入及び労務の提供等の契約に関し、研究代表者等、当

該契約に関わる本学教職員、管理課又は非常勤雇用者との間で癒着若しくは不正が認められる場合は、取引停止、契約解除等の措置を講ずるものとする。

(取扱いルールの周知徹底)

第18条 最高管理責任者は、公的研究費の適正かつ円滑な執行を確保するため、研究者等及び事務局職員に、次に掲げる方法により公的研究費の取扱いルールの統一化及びその周知徹底を図るものとする。

- (1) 公的研究費の使用に関する法令及びガイドライン等の周知徹底
- (2) 事務処理手続に関する研修の実施
- (3) 公的研究費の取扱いに関するルールの適宜見直し及びホームページによる本学内外への公表

(事務処理に関する相談窓口の設置)

第19条 本学における公的研究費に係る事務処理手続に関し、適正な運用を図るため、管理課管理係に相談窓口を置く。

(通報窓口の設置)

第20条 本学における公的研究費の不正使用に関する通報及び告発を本学内外から受けるため、管理課管理係に通報窓口を置く。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年3月13日から施行し、平成29年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年8月23日から施行する。